に改め、「同号の二の㈡のEの(a)のハの(ロ)のⅠに掲げる物品」の下に「並びに関税率表第〇四〇三・二〇号及び第一六〇二・九〇号の二の㈡のAに掲げる物品のうち欧州連合協定附属書二―Aの第三編の第B節の12のTRQ―11に掲げる品目に分類されるもの」を加え、同項（一五）中「限る。」の下に「及び関税率表第〇四〇三・二〇号に掲げる物品のうち欧州連合協定附属書二―Aの第三編の第B節の15のTRQ―14に掲げる品目に分類されるもの」を加え、同項（一六）中「小麦粉調製品」の下に「並びに関税率表第一六〇二・九〇号の二の㈡のAに掲げる物品のうち欧州連合協定附属書二―Aの第三編の第B節の４のTRQ―３に掲げる品目に分類されるもの」を加える。

附　則

この政令は、令和四年一月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄